前橋市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について(議案第97号)

職員課

1 制定の理由

市長及び総務部を所管する副市長の給料の特例を定める。

2 内容

令和3年10月1日から同年12月31日までの間における市長及び総務部を所管する副市長(同年4月7日においてこれらの職にあったものに限る。)の給料の額を次のとおり減額する。

区	分	現行(月額)	特例(月額)	差額(減額率)
市	長	1,125,000円	956, 250円	△168,750円 (15%)
副(総務	市 長 務 部 所 管)	900,000円	810,000円	△90,000円 (10%)

3 施行期日

令和3年10月1日